

令和4年11月14日

下野市議会議長 石田 陽一 様

陳情者 住所 栃木県鹿沼市久野 934-16  
氏名 算 三枝子



団体名 栃特寄宿舎の存続を求め未来につなぐ会

## 栃木特別支援学校寄宿舎の存続に関する意見書の提出を求める陳情書

(要旨および理由)

令和3年11月2日、県教委は「令和4年度の3月末をもって、栃木特別支援学校の寄宿舎を閉舎する」との通達を、学校を通じて突然保護者に通達しました。ようやく行われた校内説明会(令和4年9月14日)は、私達の期待に添う内容ではなく、「施設の老朽化」「通学困難者の減少」が理由というとうてい受け入れられない不十分なものでした。

通学困難者は減ったとはいえ、永続的に遠距離からの入学がなくなるわけではありません。一方で、障がい児家庭を支える福祉制度が不十分な中、家庭内暴力などの育児困難を理由に、すぎる思いで寄宿舎を利用している家庭もあり、さまざまな事情で寄宿舎を必要としている家庭が存在しているのです。加えて近年は「教育的入舎」のニーズが高まり、寄宿舎の集団生活で異年齢の規律ある生活習慣を身に付けた子ども達が、卒業後の生活面、就労面に於いても発達の効果を示しています。それは家族だけでなく、福祉施設や企業からも評価を得ています。国からも「寄宿舎は入居した障害のある児童生徒が毎日の生活を営みながら、生活リズムを作るなど生活基盤を整え、自立し、社会参加をする力を養う貴重な場」と評価する報告が出ています。

子どもや保護者の寄宿舎へのニーズが高まっているにもかかわらず、「施設の老朽化」でなぜ寄宿舎が「閉舎」になるのでしょうか。特別支援教育とは、「障害ある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導や必要な支援を行う」(文部科学省)ことにあります。であるならば、「通学困難」のみに限定するのではなく、子どもや家族の多様なニーズに応じた寄宿舎こそ求められているのです。長い時間をかけて培われた寄宿舎の歴史は、栃木の特別支援教育の財産です。子ども、保護者、教職員の声を丁寧に精査し、栃木県の特別支援教育を後退させることなく、寄宿舎を存続させるべく、栃木県特別支援学校の存続に関する意見書の提出をお願い致します。

尚、令和4年10月1日より、この寄宿舎存続に賛同する方々を対象に署名活動を開始し、現在約7500筆の署名をいただいておりますことをここに併記させていただきます。



## 「栃木特別支援学校寄宿舎の存続を求める」意見書

令和3年の文部科学省、新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議において、「特別支援教育については、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われることが重要であり、インクルーシブシステムにおいては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である」と示されている。更に同報告の中では、特別支援学校における教育環境の整備として「特別支援学校の寄宿舎については、特別支援教育における教育的意義も踏まえ、引き続き、その機能の維持に努めるべきである」とある。

これらを踏まえると、寄宿舎の果たす役割は、県の主張する「通学困難」のみに限定されるものではなく、子どもや家族等の様々な教育ニーズに応えるべく多様で柔軟であるべきものとする。

通学困難者は減ったとはいえ、今後も遠距離通学を余儀なくされる児童生徒が入学する可能性は否定できず、障がい児家庭を支える福祉制度が不十分な中、家庭内暴力などの育児困難を理由に、すがる思いで寄宿舎を利用している家庭もあり、さまざまな事情で寄宿舎を必要としている家庭が存在している現実もある。

加えて近年は「教育的入舎」のニーズが高まり、寄宿舎の集団生活で異年齢の規律ある生活習慣を身に付けた子ども達が、卒業後の生活面、就労面においても、その効果が示されている。それは家族だけでなく、福祉施設や企業からの高い評価の声もある。長い時間をかけて培われてきた寄宿舎教育は、栃木の特別支援教育の財産であり、栃木県の特別支援教育を後退させないためにも、寄宿舎を存続させることは重要である。

県も自らインクルーシブ教育システムの更なる推進を栃木県教育振興基本計画2025にて示していることから、国が自立し社会参加をする力を養う貴重な場であると評価する寄宿舎は本県においても、その果たす役割は重要であると考え、栃木特別支援学校の寄宿舎の引き続きの存続を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和〇年〇月〇日

下野市議会議長 石田 陽一

栃木県知事 福田 富一 殿  
栃木県教育長 阿久澤 真理 殿